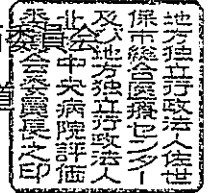


29 医政第 264号
平成30年 3月30日

佐世保市長 朝長 則男様

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
及び地方独立行政法人北松中央病院評価

委員長 太田 博 道



意見書

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正に係る意見について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する第49条第2項の規定に基づく地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく地方独立行政法人佐世保市総合医療センターの役員の報酬等の支給基準について、改正後の報酬額等については了承する。ただし、「改正前の基準設定から間もないことなどから、今後の制度設計等基準の設定に当たっては、きちんとした計画性を持って慎重に行うこと」を要望する。

以 上